

建築物移動等円滑化誘導基準適合状況チェックリスト

建築主等氏名		建築物名称	
作成者氏名	事務所住所	建築物所在地	
		建築物の概要	
		用途	
		構造・階数	
TEL		延べ床面積	m ²
FAX			

※ 建築物特定施設等の欄の「第〇条」は高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の該当条文

○一般基準

建築物特定施設等	チェック項目	
出入口 (第2条)	① 出入口（昇降機、便所及び浴室等の出入口並びに基準適合出入口に併設された出入口を除く。）	—
	(1) 幅は90cm以上であるか	
	(2) 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	② 一以上の建物出入口	—
廊下等 (第3条)	(1) 幅は120cm以上であるか	
	(2) 戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	
	① 幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車椅子がすれ違い可能な場所がある場合、140cm以上)であるか	
	② 表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③ 点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）※1	
	④ 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	⑤ 側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか	
	⑥ 突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
⑦ 休憩設備を適切に設けているか		
⑧ 上記①、④は車椅子使用者の利用上支障がない部分(※2)については適用除外		
階段 (第4条)	① 幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cmまで不算入)	
	② けあげは16cm以下であるか	
	③ 踏面は30cm以上であるか	
	④ 両側に手すりを設けているか(踊場を除く。)	
	⑤ 表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥ 段は識別しやすいものか	
	⑦ 段はつまづきにくいものか	
	⑧ 点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分）※3	
	⑨ 主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 (第5条)	① 階段以外に傾斜路又はエレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る。)を設けているか	
	② 上記①は車椅子使用者の利用上支障がない場合(※4)は適用除外	
傾斜路 (第6条)	① 幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	② 勾配は1/12以下であるか	
	③ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	④ 両側に手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	
	⑤ 表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥ 前後の廊下等と識別しやすいものか	
	⑦ 点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分）※5	
	⑧ 上記①から③は車椅子使用者の利用上支障がない部分(※6)については適用除外	

※1 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分

※3 以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※4 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合

※5 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※6 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分

○一般基準

建築物特定施設等	チェック項目	
エレベーター (第7条)	① 必要階(多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房・駐車施設・客室・浴室等のある階又は地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか	
	② 多数の者/主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター及びその乗降ロビー	—
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは135cm以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4) 籠内に停止予定階及び現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③ 多数の者/主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター及びその乗降ロビー	—
	(1) ②の全てを満たしているか	
	(2) 籠の幅は140cm以上であるか	
	(3) 籠は車椅子が転回できる形状か	
	(4) 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	④ 不特定多数の者が利用する全てのエレベーター及びその乗降ロビー	—
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは135cm以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4) 籠内に停止予定階及び現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6) 籠の幅は140cm以上であるか	
	(7) 籠は車椅子が転回できる形状か	
	⑤ 不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター及びその乗降ロビー	—
	(1) ④(2), (4), (5), (7)を満たしているか	
	(2) 籠の幅は160cm以上であるか	
	(3) 籠及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	
(4) 乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか		
(5) 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか		
⑥ 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター及びその乗降ロビー ※1	—	
(1) ③の全て又は⑤の全てを満たしているか		
(2) 籠内に到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3) 籠内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4) 籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第8条)	① エレベーターの場合	—
	(1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第7号のもの)であるか	
	(2) 籠の幅は70cm以上であるか	
	(3) 籠の奥行きは120cm以上であるか	
	(4) 籠の床面積は十分であるか(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合)	
	② エスカレーターの場合	—
	(1) 車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	
便所 (第9条)	① 車椅子使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 車椅子使用者用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか	
	(4) 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	② 水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	
	③ 車椅子使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車椅子使用者用便房のある便所を設ける場合を除く。)	
	④ 床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上)	

※1 以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合

○一般基準

建築物特定施設等	チェック項目	
ホテル又は旅館の 客室 (第10条)	① 車椅子使用者用客室を設けているか(原則2%以上)	
	(1) 幅は80cm以上であるか	
	(2) 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	② 便所(同じ階に共用便所があれば免除)	-
	(1) 便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(2) 出入口の幅は80cm以上であるか	
	(3) 出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	③ 浴室等(共用の浴室等があれば免除)	-
	(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
(3) 出入口の幅は80cm以上であるか		
(4) 出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		
敷地内の通路 (第11条)	① 幅は180cm以上であるか	
	② 表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③ 戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④ 段がある部分	-
	(1) 幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入)	
	(2) けあげは16cm以下であるか	
	(3) 踏面は30cm以上であるか	
	(4) 両側に手すりを設けているか	
	(5) 識別しやすいものか	
	(6) つまづきにくいものか	
	⑤ 段以外に傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか	
	⑥ 傾斜路	-
	(1) 幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	(2) 勾配は1/15以下であるか	
(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)		
(4) 両側に手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)		
(5) 前後の通路と識別しやすいものか		
⑦ 上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		
⑧ 上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は車椅子使用者の利用上支障がないもの(※1)は適用除外		
駐車場 (第12条)	① 車椅子使用者用駐車施設を設けているか(原則2%以上)	
	(1) 幅は350cm以上であるか	
	(2) 利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	
浴室等 (第13条)	① 車椅子使用者用浴室等を設けているか(1以上)	
	(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4) 出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
標識 (第14条)	① エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	② 標識は、内容が容易に識別できるものか(日本産業規格Z8210に適合しているか)	
案内設備 (第15条)	① エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く。)	
	② エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③ 案内所を設けているか(①、②の代替措置)	

※1 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分

○視覚障害者移動等円滑化経路(道等から案内設備までの主な経路に係る基準)

建築物特定施設等	チェック項目	
案内設備までの経路 (第16条)	① 線上ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除)	
	※1	
	② 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③ 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 以下の場合を除く。

・自動車庫に設ける場合

・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線上ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

※2 以下の部分を除く。

・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合

・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合

・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等